

「かながわこどもまんなかアクション」募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、社会全体で子どもや子育てを支えるためのやさしい社会づくり（こどもまんなか社会）を進めていくため、神奈川県内の企業等から、こどもまんなかの取組事例（以下「こどもまんなかアクション」という。）を募集し、その取組事例を県内の企業や県民等にわかりやすく周知するものです。

2 定義（出典：こども家庭庁）

(1) こどもまんなか

すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

(2) こどもまんなかアクション

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組のこと。

3 応募要件

次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 県内事業者であること（神奈川県内に本店、支店又は営業所等（全部事項証明書に記載のもの）を有する法人（企業又は団体）であること）
- (2) 神奈川県税の未納がないこと
- (3) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- (4) 県内で「こどもまんなかアクション」に取り組んでいること
- (5) こどもまんなかの趣旨に賛同し、県内事業者のSNS等で「#（ハッシュタグ）こどもまんなかやってみた」を発信すること
- (6) 県内で継続して「こどもまんなかアクション」を実施できること

4 募集するこどもまんなかアクションについて

次の6つの分野でこどもまんなかアクションの事例を募集します。

【分野】

- ①居場所づくり・こども食堂、②インクルーシブ社会、③こども・子育て応援、④こども・若者主体のアクション、⑤体験型等こどもの育ち応援、⑥共働き・共育て

※ 応募に際しては、以下の URL から、県のホームページまたはこども家庭庁のホームページの「こどもまんなかアクション」を参考にしてください。

神奈川県：<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1386/kodomo-mannaka/index.html>

こども家庭庁：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/case/>

5 応募事業者におけるメリット等

- (1) 応募いただいた「こどもまんなかアクション」は、「かながわこどもまんなかアクション」として、取組事例をまとめた事例集を作成し、県ホームページにおいて発信します。
- (2) 県は、応募いただいた取組事例の中から、優れた取組について積極的にPRを行う予定です。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和7年6月2日（月）～8月4日（月）（必着）

(2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出書類	部数	提出方法
①	かながわこどもまんなかアクション応募用紙	1部	電子申請（郵送可）
②	誓約書	1部	
③	企業ロゴマーク（.png データ）	1部	電子申請（利用ができない場合は電子メールで提出）
④	取組事例のわかる写真（.jpeg データ。2～3枚）	1部	
⑤	補足資料（必要に応じて）	1部	

※ ④については、解像度等に留意の上、鮮明なものとしてください。

(3) 提出先

ア 電子申請の場合

以下の URL または二次元コードから「電子申請システム」のページへ直接アクセス可能です。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99362

二次元コード：



（電子申請に添付できるファイル数は10、データ容量は合計20メガバイトがそれぞれ上限となりますのでご注意ください。）

イ 郵送等の場合

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 企画グループ

電子メール jisedai-kikaku.pg3k@pref.kanagawa.lg.jp

(4) 留意事項

ア ①応募用紙及び②誓約書については、電子申請システムまたは県のホームページからダウンロードが可能です。

（県のホームページ：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/kodomomannaka.html>）

イ 応募用紙の記載に当たっては既存の資料を活用するなど、取組事例について自由にPRをしてください。また、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更し、その結果、ページ数が増えても構いません。

ウ 応募書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管してくださるようお願いいたします。

エ 応募書類は、当該事業における「かながわこどもまんなかアクション事例集」の作成及びPR以外の目的には使用しません。

7 応募いただいた「こどもまんなかアクション」について

(1) 応募内容は事務局による形式的な確認を行った上で、「こどもまんなかアクション好事例広報委員会」を経て、令和7年11月頃に県ホームページ上で事例集として掲載します。

(2) 留意事項

ア 応募書類の内容について、必要に応じて、電話や現地調査などによるヒアリングの実施や、補足資料の提出などを依頼する場合があります。

イ 応募内容に個人情報（写真等を含む。）が含まれる場合には、応募者が本人の承諾を得た上で応募してください。また、提出に当たり、写真のぼかし加工など行っていただいても構いません。

ウ 応募いただいた取組について、県が実施する事業への協力を依頼する場合があります。

エ 次のいずれかに該当する場合には、審議対象から除外することがあります。

(ア) 提出書類に不備がある場合

(イ) この要項に定める応募資格及び応募要件を満たさない場合

(ウ) この事業の趣旨に明らかに合わない取組と認められた場合

8 その他

応募いただいた「こどもまんなかアクション」は、原則として県が作成する事例集への掲載並びに県ホームページでの公表を行うものとしますが、公表後、次のいずれかに該当した場合、掲載を取りやめることがあります。

(1) 応募者が、この要項に定める応募要件を満たさないことが判明した場合

(2) 応募用紙に記載された内容が事実と異なっている場合

(3) 応募者が、破産その他の理由により事業の継続が困難となった場合